

第22号様式

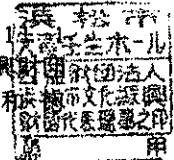


※市処理備	本庁課長	所管課長

令和8年5月12日

浜松市長 中野 祐介 様

浜松市中央区板屋町11
公益財団法人浜松市文化振興財団
代表理事 花井 和



浜松市天竜壬生ホール施設指定管理者事業報告書

浜松市指定管理者による公の施設の管理に関する条例第9条の規定により、次のとおり令和7年度事業を完了したので、地方自治法第244条の2第7項の規定に基づき報告します。(期間:令和7年4月1日～令和8年3月31日)

(1) 管理の実施状況及び利用状況

<維持管理業務の状況>

業務分類	実施体制	内容	備考

<施設の利用状況>

(単位:人)

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月
ホール	2,786	1,737	2,391	1,509	2,242	2,332
リハーサル室	1,076	1,096	1,065	1,078	921	1,388
会議室	1,176	506	573	704	914	968
展示ギャラリー	750	412	511	420	1,386	2,204
その他	276	329	264	152	391	300
計	6,064	4,080	4,804	3,863	5,854	7,192

区分	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
ホール	4,374	3,671	3,784	880	0	0	25,706
リハーサル室	265	983	1,108	773	889	999	11,641
会議室	1,019	1,235	758	850	596	678	9,977
展示ギャラリー	2,560	2,536	2,237	940	0	1,672	15,628
その他	758	549	324	189	72	650	4,254
計	8,976	8,974	8,211	3,632	1,557	3,999	67,206

(2) 使用料又は利用料金の収入実績

(単位：円)

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月
ホール	600,520	639,830	699,110	859,700	1,079,330	747,550
リハーサル室	76,000	68,780	66,330	77,190	75,240	72,640
会議室	44,690	40,880	34,100	40,590	56,180	52,100
展示ギャラリー	17,270	8,730	14,650	12,580	16,860	26,100
その他	49,370	45,560	47,110	40,240	33,870	48,050
計	787,850	803,780	861,300	1,030,300	1,261,480	946,440

区分	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
ホール	729,750	757,720	810,210	113,780	0	0	7,037,500
リハーサル室	19,120	64,430	61,470	58,150	56,810	64,990	761,150
会議室	70,060	44,770	48,340	74,140	62,780	32,940	601,570
展示ギャラリー	24,450	27,690	15,800	6,200	0	9,930	180,260
その他	74,840	43,760	35,500	23,590	6,600	38,830	487,120
計	918,020	938,370	971,320	275,860	126,190	146,690	9,067,600

※記入条件：利用日の料金

(1)(2)とも、「その他」区分は、ホール舞台のみ、ホリエのみ、楽屋1・2・3、野外ステージ、音楽練習室のことをあらわす。

(3) 管理に係る経費の収支状況

別紙：第5-2号様式のとおり

(4) 指定事業実績

開催教室 イベント名	実施体制	開催時間	参加者数	内容	備考
MIBUワークショップ ダンスクラス					

開催教室 イベント名	実施体制	開催時間	参加者数	内容	備考					
MIBUワークショップ ミュージカルクラス										
MIBUワークショップ 発表公演Vol.23 ダンス公演										
MIBUワークショップ 発表公演Vol.23 ミュージカル公演										
MIBU New Year Concert 2026										

開催教室 ｲﾝﾀﾞ名	実施体制	開催時間	参加者数	内容	備考

(5) 自主事業実績

開催教室 ｲﾝﾀﾞ名	開催時間	参加者数	内容	備考

(6) 利用者アンケートの概要及び利用者からの苦情、意見等
 <利用者アンケートの概要>

実施期間	実施方法	集計数
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

<利用者からの苦情、意見等>

実施回	主な苦情、意見等	改善策等

(7) 施設・設備の損傷、減耗、不具合の状況

<施設>

日付	施設の区分	損傷、減耗、不具合の状況	対応状況
前々年度 12/4-	外構	ホール 2F ホワイエの非常口外の木柱の腐食劣化	3/9 補強修繕済
前年度 10/7-	給排水設備	リハーサル室床下湧水汲み出し用排水ポンプ絶縁不良	7/3 修繕済
前年度 12/2-	消防設備	誘導灯不点灯(6カ所)	9/8 修繕済
6/2	消防設備	ホール客席通路足元誘導灯点灯不良	10/15 修繕済
7/2,28	空調設備・ 給排水設備	保健所の検査により、冷却塔内の冷却水中のレジオネラ属菌が許容濃度を超過して検出 また雑用水の水源の有様から、雑用水に対する大腸菌検査を隔月で行うよう指導あり	9/8 臨時に冷却塔清掃を実施 (次年度より冷房使用期間中、毎月冷却塔清掃を実施) また雑用水水質検査については10/14以降隔月で実施
7/15,16 8/10,16,19-23 9/5-9,13,15-17	建物躯体	ガレリア棟とホール棟の継ぎ目(ホール搬入口と舞台下手袖の境・楽屋 2 号・舞台袖連絡通路・ホワイエ)で雨漏り発生 また、8/19 からは新たに舞台下手袖で雨漏り発生	5 年前より浜松市へ報告済 動線の中央に滴下する箇所については天井付近に樋をあて、壁際に滴下するよう対処し、壁際足元には都度受け皿を設置 9/14 ホール棟西面屋根樋の排水溝清掃実施。以後、舞台下手袖の新たな雨漏りなし。 11/8,12-12/22 浜松市にてホワイエ一部防水対策施工済
8/18	外構	中庭及び芝生広場隅に陥没穴発生	8/31 砂利を敷いて埋め塞ぎ済
8/30	通信設備	交換機(PBX)故障 (内線含め電話・FAX 回線一切不通)	8/31 応急バイパス工事実施 (外線のみ復旧)
12/8	消防設備	ガレリア棟南面最西側の排煙窓開閉不良	3/9 修繕済
12/8	消防設備	防火扉開閉速度不良	3/26 調整修繕済
12/9	備品(楽器)	リハーサル室ピアノの天板鍵盤固定不良	12/24 修繕済
1/4	通信設備	光回線断線による通信障害 (まつぼっくりシステム含め施設の全てのインターネット回線が不通)	1/5 修繕済
2/2	空調設備	ピアノ庫エアコン故障	3/9 修繕済

<備品等 (I種) >

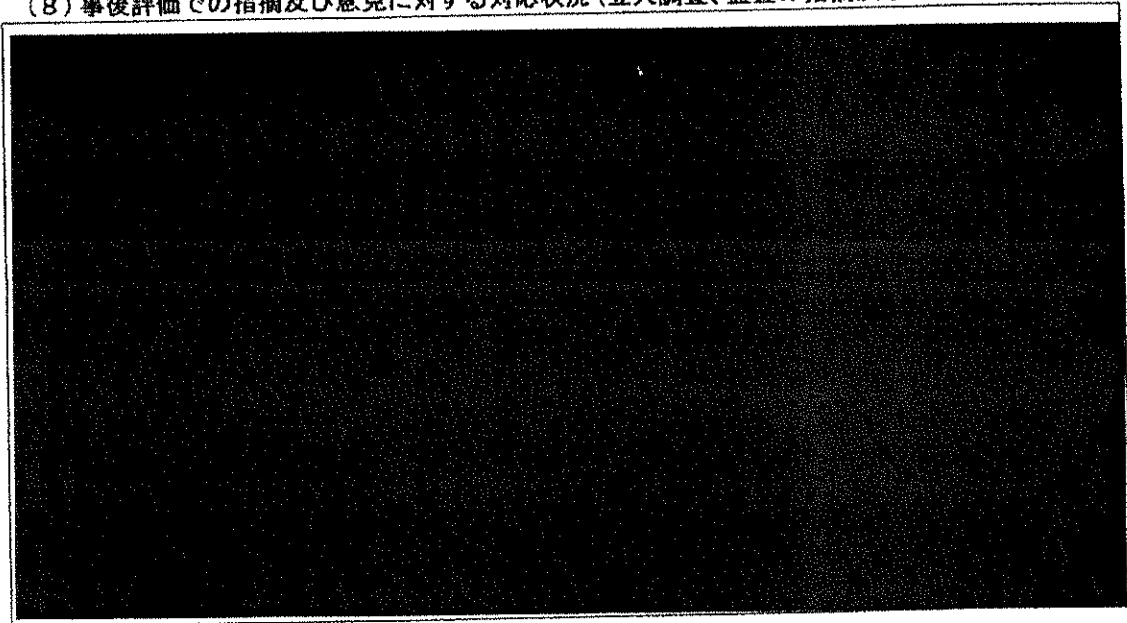
種 類	損傷、減耗、不具合の状況	備 考
舞台備品		
吊物機構設備(ホール) 制御盤 操作盤 手動吊物 電動吊物	経年による摩耗・劣化、耐用年数の経過	更新を希望 (2026年1月7日実施の舞台吊物 機構保守点検にもとづく)
幕類(ホール) 各引割幕・緞帳・袖幕・ 一文字幕・東西幕	経年による劣化・破損	早期更新を希望 (2026年1月7日実施の舞台吊物 機構保守点検にもとづく)
照明備品		
特になし		
音響備品		
CDプレーヤー CD-450	CDを読み込まない	メーカー修理対応終了機種のため更新希望 (2026年1月8日実施の舞台音響 保守点検にもとづく)
固定FBスピーカー JBL MS26 (上手・下手両方)	高音域音が出ない	メーカー修理対応終了機種のため更新希望 (2026年1月8日実施の舞台音響 保守点検にもとづく)
ウォールスピーカー(後壁) JBL MS26 (2F 1/2 上手スピーカー)	ユニットの経年劣化によるドリつき	メーカー修理対応終了機種のため更新希望 (2026年1月8日実施の舞台音響 保守点検にもとづく)
カセットデッキ TASCAM 302MK II	RCA Lch 出力接触不良	交換パーツが入手困難なため、更新を推奨 (2026年1月8日実施の舞台音響 保守点検にもとづく)
移動型スピーカーシステム	スピーカー(JBL SR4733) 2台ウーハー音が出ず、1台ツイーター音が出ない	要修繕 (2026年1月8日実施の舞台音響 保守点検にもとづく)
マルチエフェクター SPX990	入出力せず音が出ない	メーカー修理対応終了機種のため更新希望 (2026年1月8日実施の舞台音響 保守点検にもとづく)
グラフィックイコライザー Q2031B	内部電子回路の経年劣化により Ach 入力せず音が出ない	メーカー修理対応終了機種のため更新希望 (2026年1月8日実施の舞台音響 保守点検にもとづく)
コンデンサーマイク C480	1本 ノイズ発生のため使用不可 内部回路不良	要修繕 (2026年1月8日実施の舞台音響 保守点検にもとづく)
リハーサル室 MDレコーダー TASCAM MD-350	トラックスキップが使用できない時がある	メーカー修理対応終了機種のため更新を推奨 (2026年1月8日実施の舞台音響 保守点検にもとづく)
リハーサル室 カセットデッキ TASCAM 302MK II	デッキ1側音声出力せず	交換パーツが入手困難なため、更新を推奨 (2026年1月8日実施の舞台音響 保守点検にもとづく)

種 類	損傷、減耗、不具合の状況	備 考
リハーサル室 CDプレーヤー TASCAM CD-A500	CDデッキが使用できない	代用品で対応
映写備品		
特になし		
楽器備品		
特になし		
什器類		
特になし		
その他備品		
特になし		

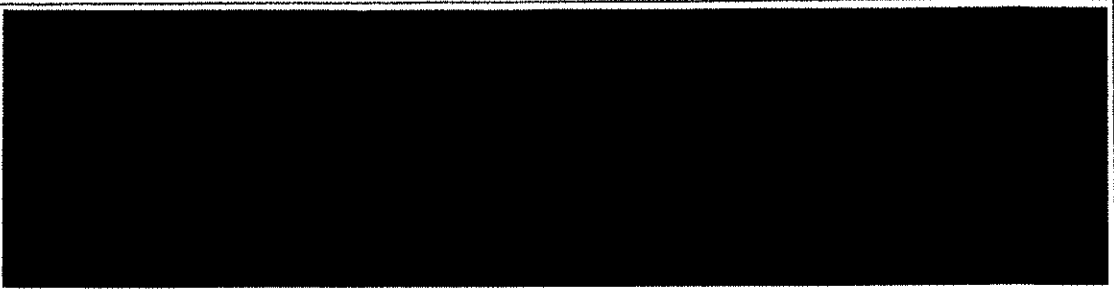
<備品等(II種)>

種 類	損傷、減耗、不具合の状態	備 考
特になし		

(8) 事後評価での指摘及び意見に対する対応状況(立入調査、監査の指摘及び意見を含む)

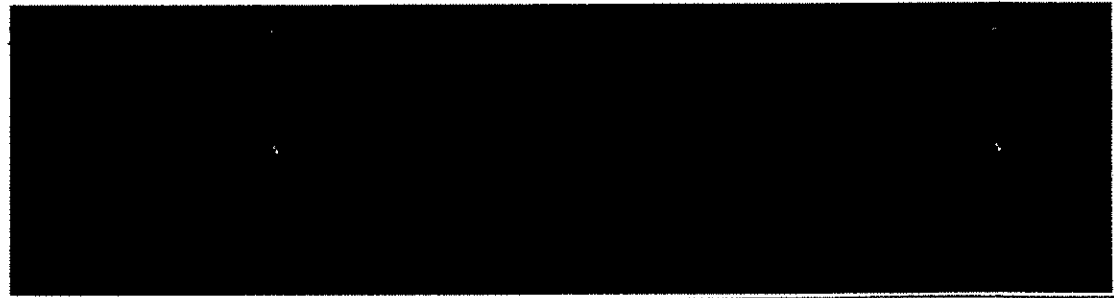


(9) その他指定管理者との協定書で定める管理の状況を把握するために必要な事項

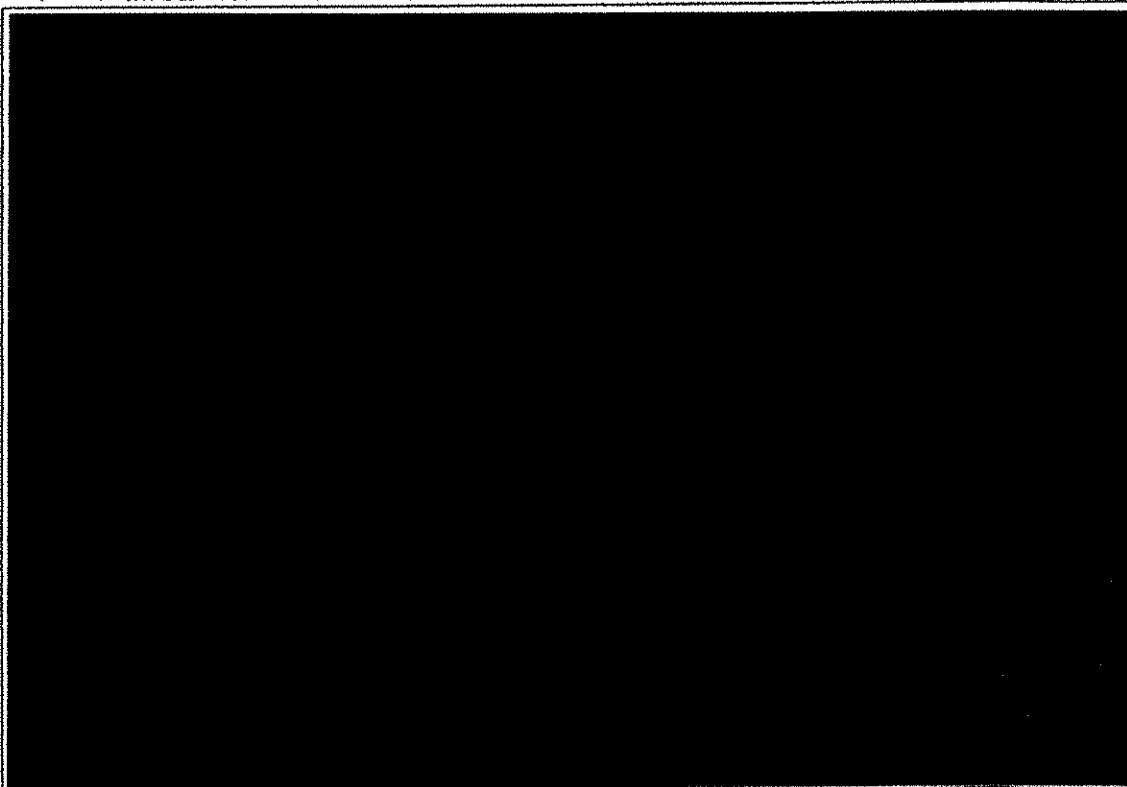


浜松市による修繕工事等

- ・ホール搬入口外の雨水及び下水配管並びに路盤改修工事(8月20日～9月2日)
- ・リハーサル室舞台照明改修工事(9月29日～10月24日)
- ・ホール舞台照明改修工事(10月6日～10月8日、10月15日～10月17日、1月13日～3月31日)
- ・ホワイエ防水対策工事(11月8日、11月12日～12月22日)
- ・ホール吊天井落下防止対策改修工事(1月13日～3月31日)
- ・受電設備[引込用高圧ケーブル]改修工事(1月19日)
- ・ホール棟北面屋外汚水配管改修工事(2月26日～3月4日)

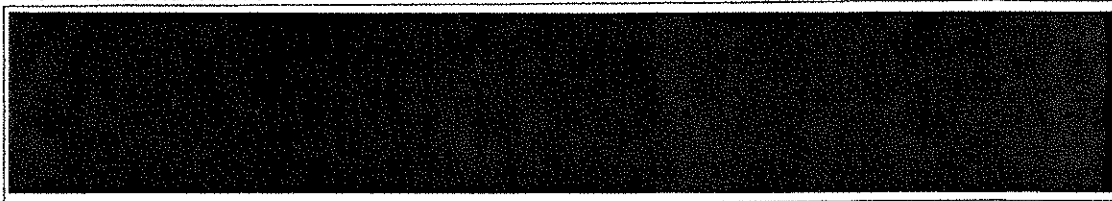


(10) 指定管理者による自己評価



※選定時における提案等の実施状況等と、それに対する自己評価についても記載してください。

(11) 労働関係法令について



※労働関係法令の遵守に関する報告書を別途提出してください。

(12) 施設運営に関する意見・要望について

①空調機の更新について

老朽化した空調機について更新を検討いただきたい。令和6年9月に故障した、23年前の開館時に設置したリハーサル室の空調機は、改修するまでの5か月間、利用者にはエアコンが使えない不適切な環境となっていた。同様に23年間更新されていない会議室と楽屋のエアコンについては、特に有料貸出エリアでもあるため、故障する前に計画的に更新を進めていただきたく優先的に考慮していただきたい。

②舞台吊物(幕類)の劣化について

舞台吊物の幕類が、開館して23年経過し消耗が進行している。破れ目・綻びは縫うなどの補修を行っているものの、生地自体が劣化し補修したところが再び傷んでくる状態。特に「引割大黒幕」「引割幕2」「引割幕1」「一文字幕2」の4点については、バトンへの吊り部の縫製が傷んでいるもの(ここが傷むと幕を吊るすことができなくなる)や目立つところが傷んでいるものがあるため優先的に交換を検討いただきたい。

③雨漏り補修について

ホール棟とガレリア棟の継ぎ目における雨漏りが大雨や長雨の際に生じている。5年前より報告しているが、応急処置では当該部の躯体にカビの発生や腐食を防げず、また近傍の配線に思わぬダメージを与えかねない。一部補修していただいているものの雨漏りは止まっていないため、引き続き防水対策を計画していただきたい。

④第2駐車場の照明設置について

第2駐車場に夜間駐車した利用者から、「照明がないため足元が見えず危ない。」と指摘されている。照明の設置を計画いただきたい。

⑤電話交換機の更新について(内線利用不能)

8月に故障した電話交換機(PBX)を更新していただきたい。応急処置で外線は復旧しているものの、施設内各所に配置された内線電話が全て使えない状態であり、施設利用者にとっても不便に感じられる。

⑥音楽練習室・リハーサル室の暖気対策について

「エアコンを稼働させても暖かにならない。」と、音楽練習室の利用者から指摘されている。エアコンは正常に稼働しているものの、天井が高いため暖気が下降せず、リハーサル室と同様の症状である。リハーサル室ともども、部屋内の空気が循環し、天井面に滞留した暖気が下降する対策を検討いただきたい。

⑦屋外防護フェンスの追加設置について

隣接する裏山との境界に防護フェンスが設置されているが、空調室外機が設置されている機械室西側のみフェンスが設置されておらず、山からの落石が当該設備機器に直接当たり、機器を破損する恐れがある。フェンスの設置を検討いただきたい。

⑧水質検査等の仕様追記について(保健所の指導事項)

保健所の指摘により、冷却塔内のレジオネラ属菌抑制対策と雑用水の水質検査が求められるようになったため、次期指定管理の仕様に組み込んでいただきたい。

⑨施設設備・備品の保守点検仕様追記について

自主的に行っている、消防設備に属さない3基の電動シャッターのメーカーによる動作点検と、ホール映像設備であるプロジェクターの動作点検について、いずれも不具合発生後の対応では影響が大きいため、予防保全の観点から、次期指定管理の保守の仕様に組み込むことを検討いただきたい。

第5-2号様式
2025(令和7)年度

施設名: 浜松市天竜壬生ホール
指定管理者: 公益財団法人浜松市文化振興財団

管理に係る経費の収支予算書及び報告書

(税込、単位:円)

収入の部

科目	細目	消費税 取引区分	予算額	決算額	増減額	説明
指定管理料			48,500,000	48,500,000	0	
	指定管理料	課税	48,500,000	48,500,000	0	
					0	
利用料金収入 ※3			7,568,000	9,067,600	1,501,800	
	施設利用料金	課税	7,551,000	9,058,530	1,507,530	
	施設利用料金(内部繰入金)	—	15,000	9,070	-5,930	指定管理者使用分(内部取引)
指定事業収入						
	入場料収入					
	イベント関連収入					
その他収入						
	自動販売機手数料収入					
	コピー料収入					
	補助金等	不課税	0	1,140,409	1,140,409	原油価格・物価高騰等の影響に伴う交付金
	使用料収入					
	売上収入					
	財団繰入金					
収入小計(a)						
自主事業からの繰入金相当額(b)						
収入合計(a)+(b)						
(仮受消費税額計算)						

(税込、単位:円)

支出等の部

科目	細目	消費税 取引区分	予算額	決算額	増減額	説明
人件費 ※4						
	給与・諸手当					
	諸手当					
	福利厚生費					
	福利厚生費					
	退職給付引当金					
管理費						
	光熱水費 ※5					
	電気料金					
	上下水道料金					
	ガス料金					
	重油料					
	灯油料					
	需用費					
	消耗品					
	原材料費					
	ガソリン代					
	印刷製本費					
	修繕費					
	役員費					
	電話料等					
	郵便料					
	クリーニング					
	広告料					
	保険料					
	委託費					
	清掃業務					
	樹木管理業務					
	機械等業務					
	廃棄物収集運搬業務					
	施設管理上のその他の委託業務					

科目	細目	消費税 取引区分	予算額	決算額	増減額	説明
	設備保全費					
	空調設備保守					
	消防設備保守					
	電気設備保守					
	浄化槽設備保守					
	使用料及び賃借料					
	NHK等放送受信料					
	備品購入費					
	消耗什器備品					
	その他					
	事務費					
	旅費					
	消耗品費					
	印刷製本費					
	使用料及び賃借料					
	郵便料					
	事業費					
	報償費					
	消耗品費					
	印刷製本費					
	使用料及び賃借料					
	保険料					
	広告料					
	通信運搬費					
	その他支出					
	消費税納付額相当分ほか					
	消費税納付額相当分 ※6					
	印紙税					
	自動車税					
	指定管理者納付金					
	納付金					
	納付金					
	一般管理費等 ※7					
	支出等小計 (a)					
	自主事業への繰出金相当額 (b)					
	支出等合計 (a)+(b)					
	(仮払消費税額計算)					

<注意事項>

※1	本書式は、事業計画書(第5号様式)及び事業報告書(第22号様式)に添付するとともに、本エクセル形式のまま、施設所管課へ提出してください。
※2	「科目」は原則、変更しないようお願いいたします。該当科目が無い場合は、その他欄に記入し「細目」、「説明」欄等に内容を入力してください。
※3	利用料金収入は、施設設置条例・規則で規定されている利用者からの料金収入(駐車料金や備付物品利用料金、キャンセル料等含む)です。 指定管理者自身が自主事業により施設を利用した場合は、利用料金収入相当額を加算してください。 3月に翌年度4月利用分の利用料金を受領した場合は、翌年度収入としてください。
※4	人件費は、本社からの応援人員の人件費も含むものとし、直接経費として算出が可能な人件費は原価とみなし、間接経費としての一般管理費等ではなく、人件費に計上してください。
※5	光熱水費については、「光熱水費」と一括りにするのではなく、「電気料金」、「水道料金」、「ガス料金」等項目別に記載してください。

科目	細目	消費税 取引区分	予算額	決算額	増減額	説明
※6						消費税納付額相当分は、仮受消費税と仮払消費税の差とし、自動計算するため、『消費税取引区分』は必ず入力してください(課税、非課税、不課税、一から選択)。社会福祉事業等、消費税法上の非課税事業に該当する事業は、上記自動計算にせず、個別の計算により算出した消費税納付額相当分を入力してください。
※7						一般管理費等とは、施設の管理運営に係る直接業務以外で、本社(本部)機能の維持等に係る経費や法人税額相当分、利益相当分とします(本様式では、収入-支出等の差額とし、自動計算としています)。
※8						4月1日から翌年3月31日を1会計年度とする管理・運営状況等を把握する必要があるため、指定管理者の決算月に関わらず、当該事業年度の収支について記載してください。
※9						自主事業の収支は別シートに記載してください。
※10						事業報告書(第22号様式)添付時には、直近の法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書「その3の3」(写し)を添付してください。指定管理者が共同事業体の場合は、構成員全てについて添付してください。
※11						事業報告書(第22号様式)添付時には、損益計算書、貸借対照表を添付してください(作成している団体に限る)。指定管理者が共同事業体の場合は、構成員全てについて提出してください。
※12						浜松市税については、「市税の納付又は納入状況確認に関する同意書」を指定期間中1回提出してください。市において納税確認を行います。指定管理者が共同事業体の場合は、構成員全てについて提出してください。
※13						障害者優先調達を行った場合は、その内容(金額、委託先・調達先等)を説明欄に記載してください。

第5-2号様式
2025(令和7)年度

施設名: 浜松市天竜壬生ホール
指定管理者: 公益財団法人浜松市文化振興財団

連結収支予算書・報告書(本業務+自主事業)

収入の部 (税込、単位:円)

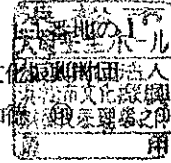
科目	消費税 取引区分	予算額	決算額	増減額	説明
管理に係る経費収入小計					
自主事業に係る収入小計					
総収入合計					
支出等の部					
科目					
管理に係る経費支出等小計					
自主事業に係る支出等小計					
総支出等合計					
参考(再掲)					
科目					
一般管理費等(本業務)					
一般管理費等(自主事業)					
一般管理費等合計					

<注意事項>

※1	連結収支には、本業務⇄自主事業間の繰入金、繰出金は加算しないでください。
----	--------------------------------------

浜松市長 中野 祐介 様

指定管理者 所在地 浜松市中央区板屋町1
 団体名 公益財団法人浜松市文化芸術振興財団
 代表者氏名 代表理事 花井 和徳



労働関係法令の遵守に関する報告書

施設名	浜松市天竜壬生ホール ※募集単位で複数施設の場合は、施設名を連記してください。
-----	--

- ・ 調査は、令和8年3月に賃金（給与）を支給する者を対象とします。
- ・ 産休・育休など、支給の対象であっても、実際に業務に従事していない場合は、対象外とします。
- ・ 特定の事業を運営するために謝礼（報償費）を支払う講師等は、従事者としてカウントしないでください。

本指定管理業務の従事者数	■	【内訳】 期間の定めのない社員・・・・・・・・・・ ■ 期間の定めのある社員・・・・・・・・・・ ■ 派遣社員・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ■ パートタイム労働者（非常勤職員・7割以上等）・・ ■
--------------	---	--

調 査 内 容	
1 法定基準	労働基準法 § 107, 108
作成が義務付けられている労働者名簿、賃金台帳を適正に把握するための出勤簿等を整備した。	■はい □いいえ
2 就業規則	労働基準法 § 89, 90, 106
(1) 就業規則を作成している。なお、常時10人以上の労働者を雇用している場合は労働基準監督署に届出した。	■はい □いいえ □10人未満
(2) 就業規則を掲示、備え付け、書面の交付等の方法により労働者に周知した。	■はい □いいえ □10人未満のためなし
3 労働条件	労働基準法 § 15
労働条件は関係法令に照らして適正であり、次の労働条件を労働者に書面で明示している。	■はい □いいえ
・ 労働契約の期間 ・ 就業場所、業務内容 ・ 始業終業時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇、交替制勤務をさせる場合は就業転換に関する事項 ・ 賃金の決定、計算方法、支払い方法、賃金の締切日・支払日 ・ 退職に関する事項	

4 労働時間管理	労働基準法 § 32, 34, 35, 36, 39
(1) 必要な帳簿を備え、労務管理（労働時間等の管理、休息・休日・休暇の付与、取得）を確実に行った。	■はい □いいえ
(2) 労働基準法第 36 条における協定（時間外労働及び休日労働に関する協定）を締結し、労働基準監督署に届出した。	■はい 令和7年3月27日届出 □いいえ □該当なし
5 賃金	労働基準法 § 24, 28, 37 最低賃金法 § 4
(1) 賃金は、通貨で、直接労働者に（同意に基づき金融機関への振込みも可）毎月1回以上、一定日を定めて全額を支払った。	■はい □いいえ
(2) すべての労働時間について最低賃金法に定める賃金額以上の賃金を支給した。	■はい □いいえ
<p><賃金額></p> <p>時間給 (静岡県最低賃金額 1,097 円)</p> <p>※ 従事者が複数の場合は、従事者のうち最も低い者について記載してください。 ※ 月給の場合の考え方：労働条件で明示したもの (月給給与×12ヶ月)÷(1日の所定労働時間×年間所定労働日数) ※ 最低賃金の対象となる賃金には、(1)積替手当、(2)通勤手当、(3)家族手当、(4)臨時に支払われる賃金(結婚手当など)、(5)1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)、(6)時間外労働・休日労働に対する賃金、(7)深夜労働に対する割増賃金は、算入されません。</p>	<p>■はい □いいえ</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>・最低賃金額は、提出時の額を記入してください。</p> </div>
(3) 時間外労働、休日労働及び深夜業をさせた場合、それぞれ法定割合以上の割増賃金を支払った。	■はい □いいえ □該当なし
6 各種保険	労働者災害補償保険法 § 3 雇用保険法 § 4-6 健康保険法 § 3 厚生年金保険法 § 6, 9, 12
(1) 労働保険（労災保険・雇用保険）の加入義務がある労働者について、適切に加入した。	■はい □いいえ
(2) 社会保険（健康保険・厚生年金保険）の加入義務がある労働者について、適切に加入した。	■はい □いいえ □該当なし

※事業報告書に添えて提出してください。

